

## 紅藻コノハノリ科ヌメハノリの学名について

黒木 宗尚

北海道大学理学部植物学教室 (060 札幌市北区北 10 西 8)

KUROGI, M. 1979. On the scientific name of "Numehanori", a delesseriacean red alga. Jap. J. Phycol. 27: 213-215.

A delesseriacean red alga, "Numehanori" in Japanese, distributed in Hokkaido and northern Honshu was first described by HARVEY from Hakodate as *Delesseria serrulata* HARVEY (1856). Later, the alga was renamed as *Delesseria violacea* by J. AGARDH (1872) and combined with *Apoglossum* as *A. violaceum* by J. AGARDH (1898). In Japan the name of *A. violaceum* (HARV.) J. AGARDH was used for the alga by OKAMURA (1902, 1908) and YENDO (1911). OKAMURA (1936) changed the author name as *Delesseria violacea* (HARV.) KYLIN without citing the literature, and subsequent authors in Japan have used this name. Nomenclatural investigation of the papers concerned revealed that the correct name of "Numehanori" is *Delesseria serrulata* HARVEY and at least the specific epithet "*serrulata*" should not be changed. The author name, KYLIN, seems to have been mistaken by OKAMURA in preparing his manuscript of "Nihon Kaisoshi" (1936).

Munenao Kurogi, Department of Botany, Faculty of Science, Hokkaido University, Sapporo, 060 Japan.

ヌメハノリは北海道西岸, 室蘭以西の北海道南岸, 本州東北太平洋岸及び朝鮮半島北東岸に分布する紅藻コノハノリ科の綺麗な海藻である。この海藻の学名は我が国では *Delesseria violacea* (HARV.) KYLIN として通用してきた。

一昨年, 南オーストラリアの Adelaide 大学の H. B. S. WOMERSLEY 教授から手紙が来て, *Delesseria serrulata* HARVEY が 1856 年に日本の函館から記載され, 同じ *D. serrulata* が同じ HARVEY によって 1858 年にオーストラリアの東岸からも報告され, 現在オーストラリアのものは *Hypoglossum serrulatum* (HARV.) J. AGARDH として知られている。この HARVEY の *Delesseria serrulata* は日本では今でも認められているのか, という問合せがあった。日本の函館から報告された *D. serrulata* とオーストラリアの *D. serrulata* (= *Hypoglossum serrulatum*) が果して同じものであるか, 命名上の問題はどうかになっているかとの疑問を持ったのであろう。

日本の函館から報告されたこの *D. serrulata* HARVEY は, M. C. PERRY 提督の率いる艦隊が日本に来た時 (1852~1854) に, S. W. WILLIAMS 氏と J.

MORROW 博士によって採集された植物を Harvard 大学の A. GRAY 教授が中心になって調べ, その中で藻類の調査をアイルランドの Dublin 大学の HARVEY 教授に依頼し, HARVEY は下田と函館で採集された 22 種を明らかにして 1856 年に報告したが, *D. serrulata* はその中の一つで, 新種として報告されたものである。

### 我が国の学者による *D. serrulata* の取り扱い

HARVEY の報告後, 先ず岡村 (1902) は日本藻類名彙の初版 p. 50 に *Apoglossum violaceum* (HARV.) J. AGARDH を記載し, その異名として *Delesseria serrulata* HARVEY をあげ, これにヌメハノリの和名を与えている。1908 年には日本藻類図譜 1 巻 7 号, 図版 31 に, このヌメハノリ *A. violaceum* を図示し, *Delesseria serrulata* の外に *D. violacea* J. AGARDH をも異名としている。遠藤 (1911) もヌメハノリを *Apoglossum violaceum* として図示している。更に岡村 (1936) は日本海藻誌でヌメハノリの学名を *Delesseria violacea* (HARV.) KYLIN とし, その異名に前記の *Apoglossum violaceum* (HARV.) J.

AGARDH をあげている。以後我が国の藻類学者は疑うことなくこの学名を使用してきたのである。

ここで疑問に思えるのは、ヌメハノリが *Delesseria* 属, *Apoglossum* 属のいずれに属するかの問題は別として、HARVEY の種小名 *serrulata* が用いられず J. AGARDH の *violacea* が何故用いられているのか、ヌメハノリに対して HARVEY の *serrulata* 以前に J. AGARDH の *violacea* が発表されているのか、またヌメハノリは HARVEY の *Delesseria serrulata* と果して同じものであるか、更に現在我が国で用いられている *D. violacea* (HARV.) KYLIN の KYLIN はこの命名にどんな役割をしているのかということである。

#### 外国の学者による *D. serrulata* の取り扱い

前に述べたように、HARVEY が函館から *Delesseria serrulata* を発表したのは 1856 年である。次いで KÜTZING が 1869 年に HARVEY が見た標本に基づいて *D. serrulata* を図示・記載している。これはヌメハノリに間違いないと思われるものである。J. AGARDH (1872, p. 57) は *Delesseria harveyana* (J. AG. mscr.) を記し、異名として *D. serrata* HARV. Alg. austr. exs. no. 277, nec POST. et RUPR.; *D. serrulata* HARV. Phyc. austr. tab. 59 をあげ、p. 58 に *D. violacea* (J. AG. mscr.) を記し、その異名として *D. serrulata* HARV. in PERRYs exp. to Japan Bot. append. p. 331 (nec Phyc. austr.) をあげている。即ち HARVEY が報告した *D. serrulata* に対してオーストラリアのものには *D. harveyana*、日本のものには *D. violacea* という名を与えている。日本の *D. serrulata* とオーストラリアの *D. serrulata* は違うものであるという考えに基づくものである。J. AGARDH は 1876 年の論文でも HARVEY の *D. serrulata* に対して同様な取り扱いをしている。ただ *D. violacea* には *D. serrulata* in KÜTZ. Tab. Phyc. vol. XIX, Tab. 12 を異名の中に加えている。

この J. AGARDH の取り扱いについて、発表年のおそいオーストラリアの "*D. serrulata*" (1858) に日本の *D. serrulata* とは違うとして *D. harveyana* の学名を新しく与えることは良いとして、日本の *D. serrulata* (1856) に改めて *D. violacea* の名を与えることは現在の国際植物命名規約では許されていない。

J. AGARDH は更に、1898 年の論文でオーストラリアの "*D. serrulata*" を p. 186 に *Hypoglossum*

*serrulatum* とし、日本の "*D. serrulata*" を *Apoglossum violaceum* として記載している。これで、これまでオーストラリアでは *Hypoglossum serrulatum* (HARV.) J. AGARDH の学名が、また我が国では岡村 (1902, 1908)、遠藤 (1911) が *Apoglossum violaceum* (HARV.) J. AGARDH の学名を使用した所以がわかる。しかし国際植物命名規約からみた場合属名は別として、種小名の取り扱い、命名者の取り扱いには問題があるわけである。

次に岡村 (1936) の日本海藻誌以後我が国で用いられてきた *Delesseria violacea* (HARV.) KYLIN の KYLIN がどこでこのヌメハノリの命名に関与しているかは分らない。KYLIN (1924) の有名なコノハノリ科の研究がある。この中で日本に "*Delesseria serrulata* (HARV.) KÜTZ. Tab. Phyc. 19, Taf. 12" があること、これは J. AGARDH によって *D. violacea* (Epicr., S. 492) とされ、後に *Apoglossum violaceum* (Sp. Alg. III: 3 S. 193) とされ、*Delesseria serrulata* HARV. Phyc. Austr. Taf. 59 ではないと述べているが、KYLIN がヌメハノリの命名に関与した文献はみつからない。吉田 (1977) も命名者としての KYLIN に疑問を持ちヌメハノリの学名は *D. violacea* J. AGARDH であるとしている。学名の新結合者名としての KYLIN は岡村 (1936) の単純なミスであったのだろうか。

#### 結 論

以上の文献調査結果から、ヌメハノリが *Delesseria* 属に属するかどうかの問題は三上 (1972) によって提起されているが、ヌメハノリが *D. serrulata* HARVEY (1856) と同じものだとすれば、そうとしか思われられないのであるが、命名規約上からはヌメハノリに対しては *Delesseria serrulata* HARVEY の学名が用いられなければならない。今後ヌメハノリの所属が変更されることがあっても種小名の "*serrulata*" は変えられない。

なおこのヌメハノリの命名上の問題について、WOMERSLEY 教授は Berkeley の California 大学の SILVA 博士にも相談したらしく、SILVA 博士も日本のヌメハノリの学名は *Delesseria serrulata* HARVEY が正しいと言っていること、またそのタイプ標本は Farlow Herbarium in Cambridge, Massachusetts にあることを後に連絡してくれた。

## 引用文献

- AGARDH, J. G. 1872. Bidrag till Florideernes Systematik. Lunds Univ. Årsskr. 8: 1-60.
- AGARDH, J. G. 1876. Species genera et ordines algarum 3(1), Epicrisis systematis floridearum. Leipzig.
- AGARDH, J. G. 1898. Species genera et ordines algarum 3(3), De dispositione Delesseriarum. Lund.
- DE TONI, J. B. 1900. Sylloge algarum 4(2). Patavii.
- HARVEY, W. H. 1856. Algae in A. GRAY, List of dried plants collected in Japan by S. Wells WILLIAMS, esq., and Dr. James MORROW. Mém. Amer. Acad., Art and Sci. 2: 331-332.
- HARVEY, W. H. 1858. Phycologia australica I. London.
- KÜTZING, F. T. 1869. Tabulae Phycologicae, Bd. 19. Nordhausen.
- KYLIN, H. 1924. Studien über die Delesseriaceen. Lunds Univ. Årsskr. N. F. 2, 20(6): 1-111.
- 三上日出夫 1972. スメハノリ *Delesseria violacea* (HARVEY) KYLIN について. 藻類 20: 54-58.
- 岡村金太郎 1902. 日本藻類名彙. 敬業社, 東京.
- 岡村金太郎 1908. 日本藻類図譜 1(7). 東京.
- 岡村金太郎 1936. 日本海藻誌. 内田老鶴圃, 東京.
- 遠藤吉三郎 1911. 海産植物学. 博文館, 東京.
- 吉田忠生 1977. 学名の変更. 瀬川宗吉, 原色日本海藻図鑑 補遺: 151-167. 保育社, 大阪.

学名の有効出版に関する申し合せ<sup>1)</sup> (日本植物分類学会 1978 年 9 月 28 日)

日本植物分類学会は学名の有効な出版をはかるため昭和 26 年「国内有効出版物に関する植物分類学会の申し合せ」を行い、善処を申し合せたが、その後の研究活動や出版事情の進展に対応するため昭和 53 年「命名に関する委員会」(原 寛一委員長, 安藤久次, 大橋広好, 井上 浩, 岩槻邦男, 金井弘夫, 小林 弘, 里見信生, 清水建美, 千原光雄, 椿 啓介, 中池敏之)を設けて検討を行い、昭和 52 年 10 月, 53 年 4 月, 53 年 9 月の総会およびその間の日本植物分類学会ニュースなどで原案を会員にはかり、修正を行った結果、以下の「植物命名についての基本理念」および「国内有効出版物に関する申し合せ」を採択した。この申し合せは、新しい学名を発表する場合の国際植物命名規約第 29-31 条にある有効出版 (effective publication) に関するものであって、新学名を含まない論文や記事の出版、地方における雑誌の発行などについてはその自由を少しも束縛するものではなく、また発表者の資格などについても全く規制するものではない。

なお、この申し合せを実行する場合には、国内の問題としてばかりでなく、広く国際的見地から考えるべきであって、たとえば他国において同様な出版物に新学名が発表された際にわれわれが被った不便と障害とを合わせ考える必要がある。

## I. 植物命名についての基本理念

植物分類学の研究活動は国の内外において目ざましいものがあり、多くの成果があげられている。国内だけに限ってみても、こうした専門的な研究の進展がある一方で、一般の人々の植物分類学への関心の高まりも最近では驚くほどである。このような傾向は、植物分類学の発展のためには誠によるこばしいことではあるが、その反面、植物名の分類学的な取扱いの上で、不注意や誤解による誤りや混乱が時に見られるのは残念なことである。

植物の学名の取り扱いは、いうまでもなく、世界各国の研究者の間の共通理解の上でなされなければならない。このために学名の使用に際しては、国際植物命名規約 International Code of Botanical Nomenclature に従うべきことは当然である。この命名規約の基本的精神は、植物の名称 (学名) について、命名ならびに発表上の混乱や誤解の生ずるのを防止することにある。したがって少くとも新学名の発表を行う際はもとより、学名を分類学的に取扱う場合には常に国際植物命名規約を参照し、学名の命名発表と選択・使用に手落ちのないようにすることが研究者自身の責任であり、モラルの問題であると考えべきである。

学名は植物分類学のみならず広く生物学における情

1) 日本植物分類学会命名に関する委員会によって採択された学名の有効出版に関する申し合せを委員会からの要請により全文をここに掲載します (編集委員会)

報伝達に際して最も基本となるものである。我が国における分類学的研究の成果が国際的に正しく受け入れられるためにも、学名の取り扱いについていたずらな混乱や誤解をさけるように努力する必要がある。

## II. 国内有効出版物に関する申し合せ

日本植物分類学会は上に述べた基本理念にもとづき、今後は下記のような出版物、印刷物には一切新学名を発表しないようにすることを申し合せる。

### (1) 一般的科学雑誌及び一般的性質の単行本

〔例〕 科学(岩波), 生物科学, 採集と飼育, 自然, 自然科学と博物館, ガーデンライフ, 各種の辞典

### (2) それぞれの分野の専門誌ではあるが、新学名を含む原著論文を発表するには適当でないもの

〔例〕 陸水学雑誌, 第四紀研究, 日本林学会誌

### (3) 植物学分野であっても新学名を含む原著論文を載せることを目的としない出版物

〔例〕 各種の種子目録, 学会講演要旨, 日本植物分類学会会報, 日本蘚苔類学会会報, 植物と自然

### (4) 非売品, 地方的にかたよって配布されるもの, 国外への配布のきわめて少ないもの

〔例〕 各種の自然環境調査報告, 学位論文審査のために配布する印刷物, 科学研究費成果報告書, 兵庫生物・野草などの各種同好会誌, 校友会誌

### (5) 印刷形式が有効出版物として不適当なもの

- a 騰写版によるもの
- b 顔料を用いた油性印刷インクによらないもの

〔例〕 電子コピー, カーボンコピー, 青写真, デュプロ, 写真など

### c 手書き原稿を原版としたもの

#### 註 1.

どんな出版物にでも新学名を説明上使用することは差し支えないが、その新学名は有効な出版物に正式に発表されてからはじめて命名規約上正当なものと認められるので、発表者はこの趣旨にそった処置をとることがのぞましい。

例えば「前原勘次郎：南肥植物誌」は地方フロラの代表的著作として高く評価される出版物であるが、専門の見地や国外への配布の点から考えると新学名を発表するには不適当な出版物であるので、そこに含まれている新学名はそれらが「植物分類地理」に再録された時にはじめて有効に出版されたものと見なされている。

#### 註 2.

学位論文審査のために配布する印刷物, 科学研究費成果報告書, 学会講演要旨などに含まれる新学名は, それがしかるべき専門誌に, あるいは単行本に国際植物命名規約にかなった形式で出版された時をもってはじめて有効と見なされる。

#### 註 3.

植物分類学専門でない準定期出版物に新学名を発表した場合には, できるだけそれを周知させるような方法を取り, 又別刷を国内外の主要研究機関や関係専門分野の研究者へ配布することがのぞましい。

〔例〕 大学紀要, 研究所報告, 演習林報告